（業務規程の認可の申請）

第三十条　支援機構は、法第七十一条第一項の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　支援機構は、法第七十一条第三項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の当該認可に係る業務規程を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

第三十一条　法第七十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定緑地保全業務を行う事務所に関する事項

二　区分経理の方法その他の経理に関する事項

三　法第七十五条の帳簿その他の特定緑地保全業務に関する書類の管理に関する事項

四　特定緑地保全業務に関する秘密の保持に関する事項

五　その他特定緑地保全業務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第三十二条　支援機構は、法第七十二条第一項の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　支援機構は、法第七十二条第二項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（事業報告書等の提出）

第三十三条　支援機構は、法第七十二条第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、貸借対照表を添付しなければならない。

（区分経理の方法）

第三十四条　支援機構は、法第七十四条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

（帳簿の記載等）

第三十五条　法第七十五条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第十七条の二第一項の規定による要請を受けた年月日及び当該要請に係る第五条の二各号に掲げる事項

二　法第十七条の二第二項の規定による通知をした年月日

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）